

事 務 連 絡

平成 27 年 12 月 1 日

公益社団法人全日本不動産協会 担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として個人番号カードまたは国民年金手帳を用いる場合の留意事項等について

標記について、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）の本人確認書類として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下、「番号利用法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードまたは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 13 条第 1 項に規定する国民年金手帳を用いる場合の留意事項については下記のとおりとなりますので、貴会所属会員へ周知頂きますようお願いいたします。

記

1. 本人確認書類として個人番号カードを用いる場合の留意事項等

（1） 個人番号カードについて

平成 28 年 1 月 1 日以降、個人番号カードを本人確認書類として用いることができることとなりますが、番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法第 15 条及び第 20 条に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。

また、個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。

なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号）による改正後の犯罪

による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）第 20 条第 1 項第 11 号に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することとなります。

（２） 通知カード等について

番号利用法第 7 条第 1 項に規定する通知カードについては、平成 27 年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号及び平成 27 年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号により、本人確認書類等として用いることはできないこととなっております。

通知カード以外の表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。

２． 本人確認書類として国民年金手帳を用いる場合の留意事項等

（１） 本人特定事項の確認の際の留意事項について

国民年金法第 108 条の 4 により同法第 14 条に規定する基礎年金番号の告知を求めること等が禁止されているところ、犯罪収益移転防止法の規定のとおり事務を処理している場合には、直ちにこれらの規定に反するものではないと考えられますが、基礎年金番号の取扱いについてはこの規定の趣旨を踏まえた対応が必要です。

本人確認書類として国民年金手帳の提示を受けた場合、当該年金手帳の基礎年金番号を書き写すことのないようお願いいたします。この場合において、当該年金手帳の写しをとる際には、当該写しの基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

また、国民年金手帳の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等から基礎年金番号部分にマスキングを施した写しの送付を受けるか、又は基礎年金番号部分にマスキングが施されていない写しについては基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。

なお、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合における、犯罪収益移転防止法施行規則第 17 条第 1 項第 11 号に掲げる記録事項については、基礎年金番号以外の事項（例えば、交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項）を記載すれば足ります。

（２） 年金手帳を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として国民年金手帳を用いる際の留意点を記載する場合には、基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないようにする必要があります。

例えば、「国民年金手帳の写しを送付する場合には、基礎年金番号が記載されたページの写しを送付してください」といった基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないよう留意してください。

（３）同様の制限のあるものの取扱いについて

犯罪収益移転防止法施行規則において本人確認書類として認められているもののうち、法令によって告知の求めが禁止されているものについては、上記（１）及び（２）と同様の取扱いを行うことが適当と考えられます。

（４）これまでに取得した年金手帳の写しの基礎年金番号部分について

基礎年金番号部分のマスキングについては、基礎年金番号を法律で認められた年金事務以外に利用されることを規制するという国民年金法の趣旨を踏まえ、お願いするものです。過去の年金手帳の写しについて、全てマスキングが行われていなかったとしても、直ちに国民年金法に抵触するわけではありませんが、法の趣旨を踏まえ、基礎年金番号が利用されることのないよう、年金手帳の写しについては厳重に管理いただくなど、適切な対応をお願いいたします。